

フェロー規程

2010年 6月15日制定

2012年 5月25日改訂

(目的)

第1条 バーチャルリアリティの学術文化および本会の発展に顕著な貢献を成し、将来にわたって本会の活動を積極的に推進しうる者を顕彰するために、日本バーチャルリアリティ学会フェロー（以下「フェロー」という。）の称号を授与する。

(候補者の資格)

第2条 フェローの候補者は、原則として通算10年以上の期間にわたって正会員であった者で、第1条の目的に適う正会員とする。

(フェローの員数)

第3条 フェローの称号を有する正会員は、正会員総数のおよそ5%程度を上限とする。

(候補者の推薦)

第4条 フェローの候補者を推薦する者は、正会員でなければならない。

第5条 フェローの候補者の推薦は、正会員が推薦書を用意し、それに2名のフェローからの評価書を添えて、フェロー選考委員会に提出することにより行なう。

(選考委員会)

第6条 フェロー選考委員会（以下、「選考委員会」という）の委員長は、会長とする。選考委員会の委員は、会長が推薦する4名以上の正会員を候補とし、別に定めるフェロー選考細則に基づいて、理事会の議決により決定する。

(決定)

第7条 選考委員会は、推薦書に基づいて審議を行い、候補者を選定し、理事会に提案する。理事会は、選考委員会の提案を審議し、フェローの称号の授与対象者を決定する。

(授与)

第8条 新規に決定された対象者に対して、総会において、フェローの認証状の授与し、会員に周知する。

(改廃)

第9条 本規定の改廃は、理事会の議決により行なう。

附則

(施行当初フェロー)

施行当初のフェローは、第6条、第7条に係わらず、別に定めるフェロー選考細則に基づいて、理事会の議決により決定する。

附則

1 本規程は、平成22年6月15日から実施する。

附則

1 本規程は、平成24年5月25日から実施する。

フェロー選考細則

(目的)

第1条 本細則は、日本バーチャルリアリティ学会フェロー制度（以下、「制度」という）に関する規程における選考の細則を定める。

(選考委員)

第2条 制度の選考委員会の委員は、フェローの中から選ぶ。

(施行当初フェロー)

第3条 制度の施行当初のフェローは、これまで、年次大会、ICAT、ASIAGRAPHにおいて代表を務め、日本バーチャルリアリティ学会の活動に多大な貢献をなしたのものとする。